

令和 6 年 (2024) 年 6 月 25 日
子) 児童相談所地域連携課

社会的養護経験者へのヒアリング結果

1 目的

子どもの最善の利益を確保するため、社会的養護の下で育った子ども等から、一時保護所や施設での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援制度や支援方法の在り方等について聴取し、児童福祉施策や児童相談所の業務に反映させる。

2 実施時期

令和 6 年 1 月～ 2 月

3 対象者

児童養護施設または里親への措置、委託経験者 4 名

4 実施形式

対象者が指定する場所で札幌市児童相談所法務担当課長（弁護士）が直接聴取

5 ヒアリング結果

【総括】

○児童相談所との関わり及び一時保護所での生活

・児童相談所職員が、毎回困りごとがないか聞いてくれた、希望を叶えてくれたという意見がある一方で、困りごとを話しにくかった、困っていることはないと言っていたが、生活でもやもやしていることがあったという意見が挙げられた。

○施設生活や施設職員との関わり

・施設内職員との関係は良好であり、進路のことなど将来に向けての相談にも親身に対応しており、子どもたちにとって安心して生活できる環境が提供されていると考えられる。

○権利擁護

・相談相手（児童相談所職員・施設職員・学校の先生）や相談手法（直接・アンケート）の選択肢が複数あることにより、子どもたちにとっても相談しやすい環境であったことが伺えた。

○その他(自立支援など)

・自立前に支援コーディネーターや生活・就労相談員との相談を通じて、金銭面及び生活面において、具体的なイメージを掴めたという意見があった。
・施設退所後は、今いる子どもたちへの配慮もあって施設には相談しにくかったり、何気ないことを相談できる場が欲しいという意見があった。

※ 詳細については、非公開（児童福祉部会 委員限り）資料のとおり。

社会的養護経験者へのヒアリング結果と今後の対応方針（案）

令和6年（2024年）6月25日
子）児童相談所地域連携課

項目	令和5年度ヒアリング結果		既存の対応や制度	今後の対応方針（案）
	良い点	課題等		
① 児童相談所との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の職員は、毎回「何か困ったことありますか？」と聞いてくれた。 ○委託先を調整して、学校に通いたいという希望をかなえてくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当者とは何回か話す機会があったが、委託先との関係性が悪化したことを話しにくかった。 ○「(困っていることは) 何もない。」と伝えていたが、生活ではもやもやしていることがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援が行えるよう、児童相談所運営指針等に沿った対応に努めている。 ・児童福祉法改正による国の配置基準を満たすため、児童福祉司及び児童心理司の増員を図っている。 ・児童福祉司任用前講習で、子どもの権利擁護に関する講習を行うなど、子どもたちに寄り添った支援を行うための職員の質の向上に取り組んでいる。 ・令和6年度からは、意見聴取等措置の義務化を受け、より丁寧に児童相談所の役割や今後の支援方針などを説明し、子どもの意向を聞き取っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に児童相談所の第三者評価を実施したほか、令和5年度には自己評価を実施した。職員間の連携や業務に関する研修の実施等、第三者評価、自己評価及び今後のヒアリング結果も踏まえ、職員の対応力を向上させる。 ・職員数の増加に合わせ、研修などを通じて、職員の人材育成にもより一層取り組む。
② 一時保護所での生活	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に行きたいと言えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○玩具とかあったことしか覚えていない。 ○一時保護後の不安があった。 ○職員ともっと話したかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護を要する背景は様々であることから、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援が行えるよう、一時保護ガイドライン等に沿った対応に努めている。 ・意見箱を設置するほか、定期的子どもと面談することで様子や意向の把握に努めている。 ・令和5年2月から、外部委託している弁護士がアドボケイトとして一時保護所を訪問し、子どもたちの希望に応じて面談を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に一時保護所の第三者評価を実施したほか、令和5年度には自己評価を実施した。これらの結果や今回のヒアリング結果を今後の対応に活かしていくほか、外部委託している弁護士との面談等を通じて子どもたちに寄り添った対応を行う。
③ 施設・里親のもとでの生活	<ul style="list-style-type: none"> ○先生たちが寄り添って話を聞いてくれた。 ○安全委員会が導入されて、子ども同士の暴言・暴力に悩むことが減った。 ○奨学金を探してくれたりして、自宅よりも選択肢が増えた。 ○小規模施設でブロックが変わっても友達に会えるので、特に不便はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○習い事や塾を認めてほしかった。 ○物がなくなっても、何か壊れても全部疑われ、「やめてない。」を信じてもらえず「よそ者」と感じる対応だった。 ○横の繋がりが欲しいと思った。特に里親宅では横の繋がりもないし、児相に話すって言うと大事だし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等において、児童養護施設運営指針や児童養護施設運営ハンドブック等に沿った対応に努めている。 ・施設等において外部委員を加えた委員会を設置して、運営の改善に取り組んでいるほか、児童相談所職員が訪問して、児童の生活状況の確認や監査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等において、児童養護施設運営指針等に沿って運営されているか、札幌市が毎年実施する定期監査において状況を確認する。 ・施設の基幹的職員に対する研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保、後進の人材育成に繋げる。 ・様々な特性をもった子どもに対応するため、施設と児童相談所とが情報を共有し、連携して質の高い支援に繋げる。
④ 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○先生と1対1で話す機会があった。 ○お小遣いを増やして欲しいという要望を出して、反映されたことがあった。 ○施設の先生は、誰にでも相談できた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に、より子どもに伝わりやすくなるよう子どもの権利ノートを改訂し、新規の子に対して活用を開始している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月から一時保護所の児童を対象に外部委託している弁護士により意見表明を実施している。令和6年度は、児童養護施設へのアドボケイトの派遣及び養成事業を実施予定。
⑤ 自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○支援コーディネーターは、相談しやすかった。 ○生活相談・就労相談は、金銭的な負担、使えそうな制度を説明してもらえて、現実的な話ができた。 ○進学は、給付型の奨学金もあり手厚いと感じた。同年代で就職自立をした友達の方が金銭的に苦しうだった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今、生活している子ども達がいるのは知っているから、気軽に相談することにハードルがある。 ○何気ない相談ができる場所があると嬉しい。 ○自動車学校に通う際の援助が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター及び生活相談・就労相談員による支援を継続して実施している。 ・生活支援や資格取得に係る費用の支援が必要な方から社会福祉協議会が実施している児童養護施設退所者等自立支援貸付事業の申請を受け、支援に繋げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正によりこれまで実施してきた社会的養護自立支援事業が児童自立生活援助事業に移行されたが、適切に支援を継続する。 ・社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切に繋ぐため、情報の提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点の設置に向けて、引き続き支援体制や支援内容の検討を行う。